

吸収分割に係る事後開示書類

2025年2月28日

株式会社イオン銀行

イオンフィナンシャルサービス株式会社

2025年2月28日

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
株式会社イオン銀行
代表取締役 木坂 有朗

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役 白川 俊介

株式会社イオン銀行（以下「甲」といいます。）及びイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」といいます。）は、2024年10月28日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年2月28日を効力発生日として、甲がその営むWAONバリュイシュー事業（以下「ABKバリュイシュー事業」といいます。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年2月28日

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、甲において会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による差止請求の対象ではありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、甲において会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

甲において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権（会社法第787条第1項第2号）は存在しませんので、新株予約権買取請求手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

甲は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき2024年11月29日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。が、会社法第789条第1項

の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、乙において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求の対象ではありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、乙において会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2024 年 11 月 29 日付で官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、2025 年 2 月 28 日をもって、本吸収分割契約に記載された甲の ABK バリュエーション事業に係る権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割に関する変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 2 月 28 日（予定）

6. その他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上